

第1次長崎県ストップ温暖化レインボープラン 取組企業・団体数一覧

【参考資料】

項目番号	取組内容	取組企業・団体数			
		24年度	25年度	26年度	27年度
(1) 1	・将来の工事建設時において、可能な限り自然エネルギーを活用します。				
(1) 1	・断熱性能を有するなどの、省エネルギー型の住宅の建設を推進します。				
(1) 2	・工場内の電気設備には高効率型機器を導入し、省エネルギー化を推進します。	2	1	1	1
(1) 2	・工場建設仕様書に省エネルギー型機器の採用を義務づけ、高効率冷凍機等の省エネルギー型機器を導入します。				
(1) 2	・「グリーン調達ガイドライン」を定め、OA機器（パソコン、コピー機等）の省エネルギータイプ採用等、省エネルギー型機器の導入を推進します。	1	1	1	1
(1) 2	・毎年度環境物品等調達方針を策定し、省エネルギー型製品の導入を推進します。	1	1	1	1
(1) 2	・家電製品等を購入するときは、できるだけ省エネルギー型のものを購入します。				
(1) 3	・工場で使用する電気使用量の細かな把握、管理により、電気使用量の削減・節電を推進します。	2	2	2	2
(1) 3	・省エネ部会の設置・運営により、工場や事務所における設備の節電などを推進します。	1	1	1	1
(1) 3	・EMS活動の一環として、オフィスにおける省エネルギーの実践を推進します。				
(1) 3	・昼休み時間中等の事務所照明の消灯等、事務所における節電などの省エネルギーの実践を推進します。	6	8	10	9
(1) 3	・電気使用量等について数値目標を設定し、エネルギー使用量の削減を目指します。				
(1) 3	・昼休みの室内消灯及びコピー機等の節電システムを活用して、電気使用量の削減に取り組みます。				
(1) 3	・ISO14001及び県庁エコオフィスプランの適切な運営により、電気使用量等省エネルギー化を推進します。	1	1	1	1
(1) 3	・家庭や職場などで、節電などの省エネルギー行動を積極的に実践します。				
(1) 4	・空調設備は、運転基準（温度、湿度）に基づいて、適正な使用・運転管理を実施します。				
(1) 4	・クールビズ、ウォームビズの導入、オフィスの適正温度の管理の徹底を実施します。	7	8	10	9
(1) 4	・冷暖房の設定温度を適正温度に設定し、省エネルギー化に努めます。				
(1) 4	・冷暖房については、温度設定に配慮し省エネルギー化に努めます。				
(1) 4	・県庁エコオフィスプランにより、空調の適正温度を推進します。	1	1	1	1
(1) 4	・クールビズ、ウォームビズについて、実践するとともに、県民等に普及啓発を実施します。	2	2	2	2
(1) 4	・家庭での冷暖房機器の適正な温度管理の実践と、職場等でのクールビズ及びウォームビズを実践します。				
(1) 5	・トイレの洗浄用水に雨水を利用するなど、節水に取り組みます。	2	2	2	2
(1) 5	・所内で発生する排水のうち、汚れの少ない排水については、回収系排水処理装置にて凝集沈殿ろ過を行い、再利用します。				
(1) 5	・上水使用量の抑制に努めます。	2	2	2	2
(1) 6	・エコクッキングの実践による台所での省資源化や省エネルギー化について広く県民に普及啓発します。	1	1	1	1
(1) 7	・工場で使用する電気使用量の細かな把握、管理により、電気使用量の削減・節電を推進します。	3	3	3	3
(1) 7	・生産工程における省エネルギー化を推進します。	1	1	1	2
(1) 7	・燃料の削減による省エネルギー化など、漁業に係る省エネルギー対策への取組強化を実施します。				
(1) 7	・省エネルギー型の農業資材の活用を推進します。				
(1) 7	・公共事業等、県の各事業活動に係る省エネルギー化を推進します。				
(1) 7	・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて、あらゆる生産活動における省エネルギー化への技術的指導や助言等の協力を実施します。				
(1) 8	・すでに認証取得したISO14001を適切に運用します。	2	1	1	1
(1) 8	・企業グループ全体として環境経営度向上に努めます。	1	1	1	1
(1) 8	・県内各営業所や電力所等の下部事業所については環境マネジメントシステムを導入し、運用します。	1			

項目番号	取組内容	取組企業・団体数			
		24年度	25年度	26年度	27年度
(1) 8	・ISO14001やEA21のセミナー等の開催について他団体と共催、または後援を実施します。	1	1	1	1
(1) 8	・すでに認証取得したISO14001を適切に運用します。また、地球温暖化防止のための自主行動計画を策定し、消費者への公表を検討します。	1	1	1	2
(1) 8	・グリーン経営（省エネ、環境対応経営）の推進について、県内タクシー事業者に対して普及啓発を実施し、意識の浸透に努めます。	2	2	2	2
(1) 8	・一般家庭における環境家計簿の活用について、県内で普及します。	1	1	1	1
(1) 8	・主に中小企業を対象にEA21を県内で普及します。				
(1) 8	・ISO14001と県庁エコオフィスプランの適切な運用を実施します。				
(1) 9	・助成金制度の活用等により、ソーラーバス停の設置を推進します。				
(1) 9	・市民団体等と協力して廃食用油を使用したキャンドルを作成して、県内各地で廃油キャンドルキャンペーンを実施します。				
(1) 9	・環境省等が実施するライトダウンキャンペーンに協力すると共に、各施設等でのキャンペーンへの参加を推進します。	1	1	1	1
(1) 10	・社内食堂の生ごみをコンポスト処理して、排出量を削減します。	1	1	1	1
(1) 10	・店舗から排出される生ごみを堆肥化します。				
(1) 10	・有用な微生物により、生ごみを処理（堆肥化）して、生ごみの排出を抑制します。				
(1) 10	・生ごみの堆肥化等を実践して、生ごみの排出を抑制します。				
(1) 10	・市町自治会等が中心となって行う堆肥化の実践活動を支援します。				
(1) 10	・市町等と連携して生ごみの減量化やリサイクル等に取り組み、生ごみの排出抑制を推進します。				
(1) 10	・家庭から排出される生ごみの減量に取り組みます。	1			
(1) 11	・取扱商品への簡易包装及び再生紙利用に努めます。				
(1) 11	・簡易包装を推進するため、長崎市内の大型店で「廃棄物減量化推進店舗」の看板を掲げてもらう運動を実施します。				
(1) 11	・できるかぎり過剰包装を辞退して、簡易包装の商品の購入を実践します。				
(1) 12	・マイバック持参率の向上に取り組みます。	1			
(1) 12	・販売店舗におけるマイバックの推進等により、レジ袋使用量の削減に努めます。				
(1) 12	・レジ袋の有料化運動を推進します。				
(1) 12	・マイバック持参運動を推進します。	1	1	1	1
(1) 12	・市町自治会等が中心となって行うマイバック運動を支援します。				
(1) 12	・マイバックキャンペーンを実施して、県民のもったいない意識向上に努めます。				
(1) 12	・マイバックやふるしき等の持参による買い物を実践します。				
(1) 13	・事務用品を中心に、グリーン購入を推進します。	3	3	3	2
(1) 13	・グリーン調達基準を定めて、適切に運用します。	1	1	1	1
(1) 13	・「グリーン調達ガイドライン」に沿って、再生紙使用、OA機器（パソコン、コピー機等）の省エネルギータイプ採用、ペットボトル再生生地を使用した作業服採用、グリーン購入法適合車両の使用等、グリーン物品の購入に取り組みます。	3	3	3	3
(1) 13	・環境に配慮した商品選定を行い、目標数値を設定して、利用普及を行います。				
(1) 13	・リサイクル製品の販売について、積極的に取り組みます。				
(1) 13	・環境物品等調達方針により、グリーン購入を推進します。	1	1	1	1
(1) 13	・簡易包装の実施やトレイの店頭回収、再生製品の販売などを実行している小売店舗をエコショップとして認定し、実践活動の拡大に努めます。	1	1	1	1
(1) 13	・エコショップ等を利用して、環境に配慮した製品の購入に努めます。				
(1) 14	・半導体の輸送に使用するコンテナのリユースを実施します。				
(1) 14	・不燃性廃棄物のリサイクルを推進します。	3	2	2	1
(1) 14	・外部委託による「文書リサイクル事業」と「使用済蛍光管リサイクル事業」を実施し、資源のリサイクルを推進します。	1	1	1	1

項目番号	取組内容	取組企業・団体数			
		24年度	25年度	26年度	27年度
(1) 14	・ゴミ分別収集の徹底、ミスコピーの裏紙再利用に積極的に取り組みます。	3	4	4	3
(1) 14	・発砲トレイなどの容器包装の使用量を削減します。				
(1) 14	・古新聞、雑誌等のリサイクルにより、資源の再利用と可燃物の原料を図ります。				
(1) 14	・市町自治会等が中心となって行うリサイクルの実践活動を支援します。				
(1) 14	・容器包装リサイクル法に基づき、容器包装のリサイクルを推進します。				
(1) 14	・家庭や職場において、資源リサイクル活動を実践します。				
(1) 15	・事業活動に電子承認システムを採用して、紙資源の削減に努めます。	1	1	1	1
(1) 15	・プロジェクターを使用したペーパーレス会議の実践、書類の電子承認実施などにより、紙資源の削減に努めます。	3	4	5	3
(1) 15	・電子決裁システム（電子県庁）の推進により、紙資源の削減に努めます。	1	1	1	1
(1) 16	・「長崎県長寿命木造住宅推進計画」により、長寿命木造住宅の整備を推進します。				
(1) 17	・各地域の実情に応じて、デポジット制度やリターナブル制度に協力します。				
(1) 18	・プラスチック製品等の使い捨て容器を使用した商品の購入をできるだけ控えます。				
(1) 19	・県民・事業者がごみ減量、リサイクルに関する県民運動として実施する研修会、学習会に支援を行います。				
(1) 19	・6月の第1日曜日を「空きかん回収キャンペーン」として、空きかんなどの散乱ごみの回収を実施します。	1	1	1	1
(1) 20	・建築資材等へのリサイクル建設廃材の活用等、リサイクル率向上を推進します。	1	1	1	1
(1) 20	・「長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラム」により、リサイクル材等の積極活用などを推進します。				
(1) 21	・ウォーキングデーを設定して、徒歩での移動を推進します。	2	2	2	1
(1) 21	・近距離での移動は、できるだけ徒歩や自転車での移動を実践します。				
(1) 22	・クリーンエネルギー車（電気自動車）と低燃費車の導入について、数値目標を設定して推進します。				
(1) 22	・社有車にハイブリッド自動車等の低燃費車の普及促進を実施します。	3	2	2	1
(1) 22	・電気自動車、ハイブリッド自動車等の低燃費車の普及促進を実施します。	2	2	2	2
(1) 22	・環境物品調達方針により、公用車への低公害車導入を推進します。				
(1) 23	・環境マネジメントシステム活動により、社用車等のエコドライブを推進します。				
(1) 23	・全バス事業者を対象に、「環境クリーン運動による燃費節約運動」の資料を配布するとともに、専用教習車を使用したエコドライブを推進します。				
(1) 23	・トラック事業者を対象に、エコドライブ講習会の開催、省エネ運転マニュアルの作成、蓄熱マット（車載用冷暖房用機器）の普及促進により、エコドライブの普及促進を図ります。	1	1	1	1
(1) 23	・県内タクシー事業者に対して、アイドリング・ストップなどのエコドライブの実施等を指導します。	1	1	1	1
(1) 23	・アイドリング・ストップ運動等のエコドライブの普及啓発を実施します。	1	1	2	2
(1) 23	・アイドリング・ストップなどのエコドライブを実践します。		1	1	2
(2) 1	・風力発電設置者に「グリーン電力制度」による補助制度を照会して、風力発電の普及促進を支援します。				
(2) 1	・継続して風力発電の普及拡大に努めます。				
(2) 1	・「長崎地域新エネルギービジョン」により、自然エネルギー導入促進を図ります。				
(2) 2.4	・太陽光発電施設設置者に「グリーン電力制度」による補助制度を紹介して、太陽光発電の普及促進を支援します。				
(2) 2.4	・「長崎地域新エネルギービジョン」により、自然エネルギー導入促進を図ります。				
(2) 3	・助成金制度の活用等により、ソーラーバス停の設置を推進します。				
(2) 5	・木質バイオマスガス化に関する研究開発を推進します。				
(2) 5	・下水処理場で発生する汚泥を廃食用油による加熱乾燥によりバイオマス燃料化して、石炭と混ぜて燃やして発電する実証試験事業を推進します。				
(2) 5	・関係機関等との共同で、一般廃棄物を用いて炭化燃料を製造する実証実験に取り組み、バイオマス燃料製造手法の確立を図ります。				

項目番号	取組内容	取組企業・団体数				
		24年度	25年度	26年度	27年度	
(2)	5	・「ながさき木質バイオマスエネルギープラン」により、間伐材等の木質バイオマスの有効活用を図ります。	2	2	2	2
(2)	5	・「長崎県バイオマスマスタープラン」により、長崎県の特性に見合ったバイオマス利活用を推進します。				
(2)	6	・下水処理場で発生する汚泥を廃食用油による加熱乾燥によりバイオマス燃料化して、石炭と混ぜて燃やして発電する実証試験事業を推進します。				
(2)	6	・関係機関等との共同で、一般廃棄物を用いて炭化燃料を製造する実証実験に取り組み、バイオマス燃料製造手法の確立を図ります。				
(2)	7	・農業用水路の水の流れの落差を利用し発電する小規模水力発電の実証実験を推進します。				
(2)	8	・バイオマスエネルギー資源の安定供給と有効利用のため、資源の分布状況、活用方法などについて関係自治体、県民へ情報提供を行い、関係地域全体の協力を得ることに努めます。	1	1	1	1
(3)	1	・停留所で各路線バスの到着時間がわかるバスロケーションの導入を検討します。				
(3)	2	・県内のバス会社数社に導入しているIC共通バスカードシステムを適切に運営し、システムの普及及び改善に努めます。				
(3)	3	・ハイブリッド型車両などの低燃費型車両の導入を検討します。				
(3)	3	・県内各タクシー事業者に対し、「クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金」を活用した、クリーンエネルギータクシーの普及促進を図ります。	1	1	1	1
(3)	4	・乗合バスの車両の代替時に、ワンステップバスやノンステップバスなどの低床型車両を導入し、全車両の低床化を推進します。				
(3)	4	・バス、電車の低床型車両の導入を推進します。				
(3)	5	・公共施設等へのアクセスの利便性や利用者数等の需要を考慮して、コミュニティバスを運航します。				
(3)	6	・マイカー通勤抑制の状況と通勤時間帯の利用客数を考慮して、シャトルバス等の運行を検討します。				
(3)	7	・パークアンドライドなど公共交通機関の利用促進を推進します。	1	1	1	1
(3)	8	・路面電車の充実及び利用促進を推進します。				
(3)	9	・地域住民の利便性向上のため、特定大型自動車（いわゆるジャンボタクシー）による乗合タクシー事業推進の積極的運用（路線の拡大）等に努めます。	1	1	1	1
(3)	9	・道路事情等の地域特性に応じて、各地でのミニバスの運行を検討します。				
(3)	9	・バス、離島航路への支援を行うほか、生活交通の維持・確保を推進します。				
(4)	1	・「都市計画整備事業等により、必要に応じて、歩道等の整備を実施します。				
(4)	2	・環状道路及びバイパスの整備等、交通の流れの円滑化に資する道路交通網の整備を推進します。				
(4)	3	・長崎県道路公社が管理する有料道路にETCの導入を検討します。				
(4)	4	・タクシーの効率的な配車のために、デジタル無線等の導入を検討します。				
(4)	5	・火力発電の燃料である石炭を輸送する船舶の大型化により、石炭輸送に消費する単位重量当りの燃料油量の削減を推進します。				
(4)	5	・内航海運及び鉄道貨物輸送利用の促進を図ります。				
(5)	1	・スーパーマーケット店舗内において、県内産の野菜等の陳列販売を推進します。				
(5)	1	・「ながさきの実り・恵みの感謝祭」を開催して、県内産農産物のPRを実施します。				
(5)	1	・農産物の直売所の紹介マップを作成して、県内産農産物の販売促進を推進します。				
(5)	1	・「ながさきの実り・恵みの感謝祭」を開催して、県内産水産物のPRを実施します。				
(5)	1	・健康まつり等のイベント時に、地元でとれた食物を用いた加工品の試食会を実施します。				
(5)	1	・「長崎県産食材PR市場」等のイベントを実施して、県産食品のPRを実施します。				
(5)	1	・消費者の視点に立った「地産地消推進運動」を推進し、県内農産物の活用を推進します。				
(5)	1	・「ながさき食文化活用推進事業」により、県内産水産物の活用を推進します。				
(5)	1	・県内産の食品を優先して購入するように努めます。				
(5)	2	・学校給食における地産地消を推進するため、農家等生産者との交流会を実施します。				
(5)	2	・学校給食への積極的な県産食品の取り入れを推進します。				

項目番号	取組内容	取組企業・団体数			
		24年度	25年度	26年度	27年度
(5)	3				
(5)	4				
(5)	4				
(5)	4				
(5)	4				
(5)	4				
(5)	5				
(5)	6				
(5)	6				
(5)	6				
(5)	6				
(5)	6				
(5)	6				
(5)	7				
(5)	7	1			
(5)	7				
(5)	7				
(6)	1				
(6)	1	1	1	1	1
(6)	2				
(6)	3	2	2	2	2
(6)	4				
(6)	5				
(6)	5				
(6)	6				
(6)	6				
(6)	7	2	1		
(6)	7				
(6)	8				
(6)	8				
(6)	9				
(6)	9				
(6)	10				
(6)	10	1	1	1	1
(6)	10	1	1	1	1
(6)	10				
(6)	11				
(6)	11				
(6)	12				
(6)	12				

項目番号	取組内容	取組企業・団体数			
		24年度	25年度	26年度	27年度
(6) 13	・市町による小中学校への県産材利用の机及び椅子の導入を促進します。				
(6) 14	・カーボンニュートラルな燃料である木炭の生産拡大を推進します。				
(6) 15	・「ふるさと水と土基金」の活用により、「棚田100選」の紹介など、農村部の有する多面的機能を広くPRします。				
(6) 16	・持続的な林業生産活動を推進するため、高性能林業機械の導入を推進します。				
(6) 17	・「緑の雇用事業」により、森林整備や林産事業への新規雇用の確保を推進します。				
(6) 17	・「営農強化モデル事業」等により、地域農業の担い手の育成を推進します。				
(7) 1	・県有施設等の公共施設における緑化を実施します。				
(7) 1	・「都市計画整備事業」等により、公共施設や民間駐車場の壁面緑化を推進します。	1	1	1	1
(7) 2	・市町の実施等により、道路沿いや河川沿いなどの緑化事業に対して補助を実施します。				
(7) 2	・道路路面の緑化、また、必要に応じて、歩道への街路樹設置を行うなど道路沿線の緑化を推進します。	1	1	1	1
(7) 2	・「河川改修事業」等において、多自然型川づくりによる河川区域内の緑化を推進します。	1	1	1	1
(7) 3	・市町の実施等により、保蔵などの緑化事業に対して補助を実施します。	1	1	1	1
(7) 3	・「都市計画整備事業」等により、都市部の歩道等の緑化を推進します。	2	2	2	2
(7) 4	・県が実施する新緑の集い等の植樹祭に協賛等の協力を実施します。	1	1	1	1
(7) 4	・新緑の集い等の植樹祭を各地で実施します。				
(7) 4	・「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等に実施される関係市町の緑化事業を通じて、緑化思想の普及に努めます。	1	1	1	1
(8) 1	・幼稚園や小学校低学年、保護所を対象として、環境紙芝居を用いた環境教育である「エコマザー活動」を実施します。				
(8) 1	・環境アクションレポート（概要版、指導者用）を各教育機関に配布して、環境教育としての活用を推進します。	1			
(8) 1.2	・教育機関からの依頼により、講話を実施する等、学校教育現場での環境教育に協力します。				
(8) 1	・教育機関へ、講話の実施等の環境教育の推進を積極的に促して、環境教育の推進に努めます。	2	2	2	2
(8) 1	・学校における環境教育を推進します。				
(8) 1	・環境副読本を教育機関に作成配布して、環境教育の資料としての活用を推進します。	1	1	1	1
(8) 1	・環境ポスターの募集を教育機関に依頼し、環境への関心を高めるよう努めます。				
(8) 1	・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて、学校教育現場で実施される環境教育について協力します。				
(8) 2	・教育機関における植林活動の実施など、屋外体験型の環境教育の推進に積極的に協力します。				
(8) 2	・学校教育における育樹体験活動について、助成を実施します。				
(8) 2	・学校における体験型屋外学習を推進します。				
(8) 2	・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて、学校教育現場で実施される環境教育について協力します。				
(8) 3	・幼稚園や小学校低学年、保護所を対象として、環境紙芝居を用いた環境教育である「エコマザー活動」を実施します。	1	1	1	1
(8) 3	・関係機関等と連携して、一般県民を対象とした地域学習会などの環境学習会を実施します。	1	1	1	1
(8) 3	・長崎県地球温暖化防止活動推進制度や環境アドバイザー制度により、地域学習会等の実施を推進します。	2	2	2	2
(8) 3.4	・個人が持つ資格や経験などを活かして、必要に応じて、地域での環境学習会等に協力します。				
(8) 4	・外部講師による講演等を実施して、社内における環境講演会を開催します。				
(8) 4	・全従業員を対象とした社内学習会や、地球環境問題に関する社内eラーニング等を実施します。	3	3	3	3
(8) 4	・年1回、全従業員を対象に、ISO活動の推進のための環境教育を実施します。	1	1	1	1
(8) 4	・長崎県地球温暖化防止活動推進員制度や環境アドバイザー制度により、社内研修等への人的支援を実施します。	1	1	1	1
(8) 5	・緑の少年団による植樹・育樹活動等について、支援及び助成を実施します。				
(8) 5	・緑の少年団による植樹・育樹活動を支援します。				
(8) 5	・「こどもエコクラブ活動」を充実させ、学外における子どもの環境教育を推進します。				

項目番号	取組内容	取組企業・団体数			
		24年度	25年度	26年度	27年度
(8) 6	・都市部と農山漁村地域との交流を通じて、自然や文化を保全しつつ、地域活性化のためのグリーンツーリズム等を推進します。				
(8) 6	・エコツーリズム等に利用できる自然環境教育のための施設の整備を推進します。				
(8) 7	・県下の各市町において、地球温暖化対策を協議するための「市町協議会」の設立を推進します。	1			
(8) 8	・植樹や育苗の指導を行い「グリーンヘルパー」の育成を支援します。	1		1	1
(8) 8	・森林とのふれあいを求める県民ニーズに対応するため、県民ボランティアからなるインタープリター（森の案内人）を養成します。				
(8) 8	・子どもエコクラブ等の結成促進及び活動内容の充実を図るために、環境リーダー育成講座を年1回開催します。				
(8) 8	・地域での温暖化対策の普及啓発のため、推進員の研修等により、地球温暖化防止活動推進員制度を充実します。	1	1	2	2
(8) 9	・身近にできる温暖化防止の取組などについて、マスメディアと連携した番組の制作、提供を検討します。				
(8) 9	・森林の役割について、広く県民に啓発するために、マスメディアを活用した広報の推進に努めます。				
(8) 10	・「ながさきの環境ホームページ」を充実させ、わかりやすい地球温暖化に関する情報の提供を推進します。	1	1	1	1
(8) 11	・地域活動団体、事業者及び関係機関等と連携して、毎年6月の環境月間に街頭キャンペーンを実施します。	1	2	2	2
(8) 12	・国立公園内等で自然とふれあうための利用施設である自然歩道の整備を推進します。				
(8) 12	・森林公園等における歩道の整備を実施します。				
(8) 12	・「都市計画整備事業」により、必要に応じて、歩道等の整備を実施します。				
(8) 13	・「都市計画整備事業」により、緑のオープンスペースとしての都市公園の整備を推進します。				
(8) 14	・学校林等の整備に助成、指導を実施します。				
(8) 14	・緑とふれあう場として、県民の森の整備及び管理を推進します。				
(8) 15	・ボランティア等による里山等の整備活動に助成を実施します。				
(8) 15	・「中産間地域総合整備事業」等により、良好な自然環境を有する田園、棚田等の整備を推進します。				
(8) 15	・森林と人とのふれあいの場として、里山林等の身近な森林の維持、保全を推進します。				
(8) 15	・「河川環境整備事業」により、河川空間での自然とのふれあいの場の整備を推進します。				
(9) 1.2	・事業者等による要望などに基づき、県研究機関と県内企業との共同研究や、産学官が連携した研究開発の支援を推進します。				
取組数計		120	115	122	116